

介護保険サービス事業者様へのお願い

問合せ等は、下記担当に直接ご連絡ください。

- 高齡介護課：高齡福祉係、介護保険係、介護認定係
- 地域包括ケア推進課：地域包括ケア推進係、栃木中央地域包括支援センター係 他

- 1 要介護・要支援認定について
介護認定係へ

市 高齡介護課 介護認定係
電話：21-2253
- 2 総合事業について
地域包括ケア推進課へ

市 地域包括ケア推進課
地域包括ケア推進係 電話：21-2244
栃木中央包括支援センター係 電話：21-2245
- 3 総合相談、要介護・要支援認定の相談、
介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等
各地域包括支援センターへ

栃木中央包括支援センター係 電話：21-2245
または、各地域包括支援センター

4 制度改正等

近年、事業所から各サービスに関する問い合わせが増加している中、その内容には、市へ問い合わせいただくべき内容と県へ問い合わせいただく内容が混在しています。

事業所及び市の双方の円滑な業務遂行のため、改めて問い合わせ先について確認の上、サービスごとの指定権者への問い合わせをお願いします。

なお、問い合わせの際は、法的根拠や国の Q&A 等を確認のうえ、事業所内で管理者を交えて協議し、その上で判断に迷う場合に、根拠と推測される内容を示したうえで『介護保険サービスについての質問票』を用いて原則書面で問い合わせをお願いします。

また、回答まで1週間程度お待ちいただく場合があることをご承知おきください。

- ・ 県指定サービス 県高齡対策課

県 高齡対策課 介護サービス班
電話：028-623-3149
- ・ 市指定サービス 居宅介護支援事業所
地域密着型サービス

市 高齡介護課 介護保険係
電話：21-2251
- ・ 市指定サービス 総合事業

市 地域包括ケア推進課
地域包括ケア推進係 電話：21-2170
- ・ 請求関係 市に確認が必要なもの以外
(請求システムについてはお使いのメーカーへ)

県 国保連
電話：028-643-5400